

先端低炭素設備導入促進補償制度推進事業交付要綱、実施要領及び『補助金等の交付により造成した基金等に関する基準』等に基づく公表

令和3年9月末現在

1. 基金の概要

基金(事業)の名称	先端設備等導入促進補償制度推進基金 (先端低炭素設備導入促進補償制度推進事業)
法人名	一般社団法人低炭素投資促進機構
基金額(国庫補助金相当額)	3,758百万円(3,758百万円)
基金事業の目的	民間事業者が財務負担の少ないリース手法を活用して先端低炭素設備の導入を促進することを目的とした事業。具体的にはリース業を営む事業者がリース期間満了後、リース物件を売却した際の損失の1/2をリース物件の購入価額の5%を上限に補填を行う。リース業を営む事業者にとって市場や需要の拡大のベースを見極めることが難しい先端低炭素設備への取り組みを促進することで、民間事業者の先端低炭素設備への大胆な投資を促す。
基金事業の概要 (見直し対象となる融資等業務(※1)を行っている場合は、その概要)	先端低炭素設備導入促進補償制度推進事業とは、民間事業者がリース手法を活用して、先端低炭素設備を導入しようとする場合、リース事業者と基金設置法人が「先端低炭素設備導入支援契約」を締結することで、リース期間満了後の当該物件の売却に係る損失を軽減するもの。基金の構成はリース期間満了時において、リース事業者がリース対象物件を売却した際に見積残存価額を下回る金額でしか処分できなかった場合に、その下回った金額の一部を補填するための損失補填費と、業務管理にかかる事務費となっている。
基金事業を終了する時期	【新規申請受付の終了時期】 令和4年3月31日 【基金事業の終了予定時期】 本事業は、リース事業者が検収を行うことでリース開始日が決定し、個々のリース契約の終了時期が確定する。支援契約を締結したリース契約は、令和6年3月31日までの間にリースを開始することが支援契約を継続する条件であり、事業終了時期は令和22年3月末
次回の見直し時期	—
基金事業の目標	先端低炭素設備1,500億円以上の新規投資を促す。

2. 見直し結果

項目	講ずる措置
実施した見直しの概要 (平成18年8月15日閣議決定、平成20年12月24日行政改革推進本部決定における措置内容等(※2))	—
目標達成の評価	令和3年3月29日から募集を開始した事業であり、令和3年度の成果目標の達成度の評価を行えず。
基金の保有割合	0.48
基金の保有割合の算出	<p>【算出根拠】</p> <p>■計算式 保有割合(0.48)=①3,758百万円÷(②7,500百万円+③368百万円-④0百万円-⑤11百万円)</p> <p>■各項の内容 ①令和2年度末基金残高②最大損失補てん見込額③管理費見込額 ④運用収入見込額 ⑤補償料残高</p> <p>【算出根拠に用いた事業見込の考え方】</p> <p>■計算式 ②最大損失補填見込額(7,500百万円)=(A)150,000百万円×(B)5% ③管理費見込額(368百万円)=(C)368百万円 ⑤補償料残高(11百万円)=(A)150,000百万円×(B)5%×(D)0.14%</p> <p>■各項の内容 (A)令和3年度末リース物件取得価格 (B)損失補填の上限割合 (C)令和3年度以降の基金設置法人管理費 (D)補償料率</p> <p>■事業見込に用いた指標の積算根拠 (A)令和3年3月29日に応募を開始しまだ間もないため、リース物件取得価額の目標値を設定 (B)リース期間満了時にリース物件を売却した際の損失の1/2をリース物件の取得価額の5%を上限に補填する制度であり、リース物件取得価額の5%が最大の損失補填割合 (C)令和3年度～令和21年度の基金設置法人管理費見込額 (D)補償料率</p>
使用見込みの低い基金等の取扱いの検討結果	使用見込みの低い基金等の該当の有無
その他	無

3. 運用方法

科目	当該運用資産を選択している理由	金額(単位:百万円)
預貯金	資金の安全性と流動性が確保されるため。	3,751
短期・長期信託		
有価証券		
	国債	
	政保債、地方債	
	その他社債等	

4. 執行状況

(単位:百万円)

			令和2年度	令和3年度見込み	
収入	国費	運用収入	-	-	
		補償料収入	0	0	
	国費以外	出資等	-	-	
		運用収入	-	-	
		その他	-	-	
	前年度繰り越し			3,758	3,758
	(マイナス)返納額			0	0
合計(a)			3,758	3,758	
(支等事業費)	支払補償金		0	0	
	管理費(※3)		0	82	
	合計(b)		0	82	
基金残高(a-b)			3,758	3,676	
出資残高			-	-	
貸付残高			-	-	
債務保証残高			-	-	

<交付額等>

	令和2年度	令和3年度	令和4年度
契約件数	0	-	-
契約金額(百万円)	0	-	-

※1「見直し対象となる融資等業務」とは、「簡素で効率的な政府を実現するための行政改革の推進に関する法律(平成18年法律第47号)第14条第3号に該当する融資等業務をいう。

※2「補助金等の交付により造成した基金等に関する基準」(平成18年8月15日閣議決定)、「補助金等の交付により造成した基金の見直しについて」(平成20年12月24日 行政改革推進本部)

※3支出先は当法人及び事務局